

令和5年 9月
堺 市

堺市の物品調達、業務委託における見積書の押印廃止について

このことについて、下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 対象

- ・堺市の物品調達、業務委託(工事関連業務を除く。)における各種見積書全般
- ・調達課が執行する物品調達に係る公募型見積合せにおける見積書(様式変更あり)

2 変更内容

上記の見積書について、これまで代表者印(使用印)の押印を求めてきましたが、これを不要とすることにしました。

押印の廃止に伴い、従前から記載を求めている「会社名・所在地・代表者職氏名」に加えて「担当者名・担当者連絡先」についても記載を求めるとしますので、ご注意ください。

この変更に伴い、見積合せに際して「電子メール又はFAX」で見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合には、別途、**郵送等で見積書の原本の提出を求めていましたが、不要とします。**

※FAXでの提出により印字が不鮮明である場合等は、別途、見積書の原本の提出を求める場合があります。

各案件の「**公募型見積合せ説明書**」及び「**公募型見積合せへの参加に係る注意事項及び手続き**」も併せてご確認をお願いします。

3 適用開始時期

令和5年10月1日以降に收受・受付する見積書から適用します。